

平成23年11月14日時点版 作業チャート

※ チャート図の見方について

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
	<p>① 現状認識</p> <p>市民検討委員会や、しゃべり場での話し合い、市民アンケートの結果等、市民目線による地域の現状を記載しています。</p>	<p>② 課題</p> <p>『現状認識』を踏まえた上で、 「私」…個人 「共」…組織、団体 「公」…行政等 各々の課題を記載しています。</p>			<p>③ 担い手・取組</p> <p>『課題』を踏まえた上で、担い手がどのように取組むべきかを記載しています。</p>	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第2章 市民	<p>・セーフコミュニティを叫んでいるがなかなか浸透していない。</p> <p>・町内会加入率が減少し地域コミュニティが崩壊してきている。低迷している。</p> <p>・核家族化により地域の結びつきが希薄になっている。</p> <p>・周辺部では過疎化により地域コミュニティを維持することが難しくなっている。</p> <p>・ゴミの分別が出来ていない。</p> <p>・(アンケート)自由意見</p> <p>・旧十和田湖町がトカゲの尻尾切に感じる。</p> <p>・イベント等市民が自由に掲載閲覧できるサイトの開設してほしい。</p> <p>・隣近所とのコミュニケーション必要。</p> <p>・中高生の考えを発表する場を作ってほしい。</p> <p>・三農や北里大がせっかくあるのだから関係を大切にしてほしい。</p> <p>・十和田市出身者で、県外居住者の意見を取り入れる。</p> <p>・(アンケート)まちづくりに大切と思うこと</p> <p>①市民の役割(57.6%)②市民の市政への参画や協働(46.9%)</p> <p>・(アンケート)市民の役割として大切なことは</p> <p>①自然環境や生活環境を守る(61.8%)</p> <p>②子どもの健全育成(57.8%)</p> <p>③行政議会を理解し意見を出し監視する。(49.1%)</p> <p>④市と協働してのまちづくり推進(47.7%)</p> <p>⑤主体的にまちづくりに取り組む(35.8%)</p> <p>※議員との意見交換での発言</p> <p>・市政の主役は、基本的に市民である。</p> <p>・まちづくりを行うためには、市民が責任を持って行動する必要がある。</p> <p>・地域の人がまちを作っていく。</p>	<p>・地域コミュニティ活動に関心を持ち、積極的に参加する。</p> <p>・旧十和田湖町の良さを再認識する。</p> <p>・中高生自身のみならず家庭においても地域の情報を積極的に話し合う素地を作る。</p> <p>・市民自ら主役の認識を持ちまちづくりに参加する。</p> <p>・ゴミを分別し、リサイクルに努める。</p>	<p>・地域町内会の加入率を上げる。</p> <p>・NPOや町内会活動が積極的に地域住民に浸透するよう工夫する。</p> <p>・一部の学校だけでなく地域の各学校の必須とする。</p> <p>・地域に拠点を設け市民の意見を語る場所を設置する。(しゃべりば)また、その意見を集約し行政に要請するしくみをつくる。</p>	<p>・地域や町内会を積極的にサポートする体制を構築する。</p> <p>・集落支援員制度や地域担当職員を張りつける。</p> <p>・行政で定期的に発表・表彰する場を設ける。</p> <p>・市民の各方面からの意見を集約したものを行政運営に活かすルールを市民との間に結ぶ。</p> <p>・市民がまちづくりや行政に参加しやすい仕組みを作る。</p>	<p>■市民の権利</p> <p>①安全で安心な暮らしを営む権利</p> <p>②地域づくりに参加する権利</p> <p>③情報を知る権利</p> <p>■市民の役割</p> <p>■市民の参加と役割</p> <p>■市民の責務</p> <p>①地域づくりに主体的に取り組む</p> <p>②自然環境を守り次世代に継承する</p> <p>③地域で子育てをする。</p> <p>④人に優しいまちに一人一人がする。</p> <p>⑤ふるさとを大切にする。</p> <p>⑥資源を大切にし、リサイクルに努める。</p> <p>■事業者・団体の役割</p> <p>①地域に積極的に参加する</p> <p>②地域に積極的に寄与する。</p>	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第3章 【議会及び議員】	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な公開がなされていない ・議員活動の様子が市民に伝わらない。 ・会議資料が公開されていない。 ・市民と情報が共有されていない。 ・議員と市民が話し合う場が少ない。 ・議員が陳情の付添人になっている。 <p>◆市民アンケートから議会の役割として大切な事は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を尊重し、反映させること。(63.1%) ・市の将来を見据えて、積極的に政策を提言すること。(61.3%) ・市民に情報を公開し、開かれた議会運営に努めること。(56.5%) <p>自由記入欄の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生の声を聴いてほしい。 ・議員のレベルアップを。公僕の意識が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員との情報の共有 ○積極的な意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員との情報の共有 ○積極的な意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○開かれた議会運営 ○市民への積極的な情報公開と情報共有 ○市民と一緒にまちづくりを進めていく。 ○市民との意見交換 	<p><議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開(インターネットの利用を含む) ・情報の公開 ・会議録閲覧機会の拡充 ・市政報告会の実施 ・議会は行政と市民との橋渡し役 <p><議員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議員活動。 ・市民の声を市政に反映させる。 ・調査活動の充実。 ・積極的な政策提案。 	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第4章 【市長 及び職 員】	<p>(アンケート)市長・市職員の責務で大切なのは？自由記入意見</p> <p>【市長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民と協働してまちづくりをすすめる(38.2%) ・無駄なものは作らない。(4件) ・公務員給与の削減(4件) ・職員の削減(1件) <p>【市長・職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の声を取り入れ、市民目線で(73.5%) ・市民への丁寧な説明(60.7%) ・情報の開示(6件) ・優先順位の公表 ・大字単位の市政の報告会 <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誠実に公正に職務に励む(58.6%) ・全体の奉仕者であることの自覚(53.1%) ・職務に対して工夫や努力(52.3%) ・憲法や法令を守る(35.8%) (自由意見) ・市民の意見を取り入れる工夫を(13件) ・職員の対応が悪い(12件) <p>※議員との意見交換から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が現職の時からまちづくりに参加すれば、地域と市役所の距離がもっと近づくと思うので、そのような形を作って欲しい。 	<p>【市長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政に関心をもつ。 ・まちづくりに関わる。 <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政に関心をもつ。 ・まちづくりに関わる。 	<p>・町内会単位で行政と連携する。</p> <p>・NPOをはじめとするまちづくり活動団体と行政との連携。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働を明文化する。 ・市民との総合的な協働ができる組織とその運用を構築する 	<p><市長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の代表として職員の管理、指揮監督、運営その他の職務を誠実に遂行する。 ・市民自治のまちづくりのため市民の意見を良く聞き、また自らの意見を積極的に伝える。 <p><職員></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民目線で行動をする。 ・職員自ら向上心をもち職務に励む。 ・市民への丁寧な説明に努める。 ・職員は積極的にまちづくりに取り組む。 <p><職員の育成></p>	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第5章 【行政 運営の 基本】	<p>◆市民アンケート「市政運営の原則として重要な事は」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情、相談への誠実な対応(60.5%) ・適正な職員数、人用、配置(58.9%) ・市としての考え方を持つ(56.0%) ・健全な財政運営(52.5%) ・市民と情報を共有(46.9%) ・情報の公開と透明な行政運営(46.7%) ・市民の知る権利と説明責任(43.5%) <p>◆市民アンケート「自由記入欄」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活を豊かにするまちづくり。 ・市民の意見を取り入れる仕組みを。 ・予算の優先順位の公表 ・大字単位の市政報告会 <p>※議員との意見交換での発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政の主役は市民である。 ・地域に誇りと自信を持てるまちづくりを。 <p>【事業の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本構想が基本になっている。 ・向こう3年間の事業を記載している実施計画は毎年見直しをしている。 ・事業を決定(予算化)するプロセスが不透明。 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後の検証が不十分 ・事業をやりっぱなしで、次に活かされていない。 	<p>○市民は行政に関わる意識が足りない。</p> <p>○</p>		<p>○効率的で公正な行政運営の確立。</p> <p>○長期的な計画のもとでの市政運営。</p> <p>○健全で持続可能な財政運営の確立。</p> <p>○市民との情報の共有。</p> <p>○緊急事態への対処。</p> <p>○市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを作る。</p>	<p>【市長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民参加と情報の公開を基本に、効率的で公正な行政運営。 ○市民が、地域に誇りと自信を持てるまちづくり。 <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期的(基本構想、基本計画)な計画のもとに市政運営。 ○健全で持続可能な財政運営。 ○事業について評価と市民への公表。 ○市民の安全と安心を確保するための危機管理。 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民として、議会として事業を検証し公表する。 	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第6章 【情報の公開と共有】 【情報の共有】	<p>○情報の公開が不足している。</p> <p>○市民と同じ目線で行政を行って欲しいと思っている。</p> <p>○市民の声をもっと聞いてほしい。</p> <p>○ガラス張りの行政をしてほしい。</p> <p>○施策を決定する前に、市民に対して関係する情報が公開されていない。</p> <p>○市民は積極的に情報を入手しようとしていない。情報入手に関する市民の意識が低い。</p> <p>○市民が情報を入手するハードルが高い。</p> <p>○公開すべき情報と保護すべき情報の区別があいまい。</p> <p>○市が行い会議の開催情報が公開されていない。</p> <p>○市では前向きな情報公開を規定した情報公開条例を制定している。(第23条:市は…市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。)</p>	<p>○市政運営に関する情報を知る権利を強く意識する。</p> <p>○市政運営に関心を持ち、市営運営に対する意識を高める。</p> <p>○議会及び議員の活動に関する情報を知る権利を強く意識する。</p> <p>○行政及び議会と情報を共有するように努める。</p>		<p>行政、議会共に</p> <p>○透明性の高い市営運営に努める。</p> <p>○市民への説明責任を果たす。</p> <p>○広く市民の意見を聴く。</p> <p>○市民がまちづくりや行政に参加する仕組(手段)を作る。</p>	<p>○市民は、まちづくりに必要な情報の収集と共有に努める。</p> <p>○行政は、市政運営に関する情報を積極的に公開し、市民との情報の共有に努める。</p> <p>○行政は、市政運営に関する市民への説明責任を果たす。</p> <p>○行政と議会は、市政運営に関する市民の知る権利を保障する。</p> <p>○行政の持つ情報を職員間で共有する。</p> <p>○個人情報の保護に努める。</p> <p>○情報についての定義の明確化(公開できない情報の定義)</p> <p>○市民と共有すべき情報のデータベース化(北海道に事例あり)</p>	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第8章 【子ども の権利】	<p>◆乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に産科が1件しかない ・母親の孤立化、相談相手が不足 ・虐待の増加 ・子育て支援が不足 ・相談窓口が不足 ・虐待の通告義務の難しさ ・保育園児の親の多数がうつ病の ・子育ての情報の過多 ・一人親家庭の増加 <p>◆小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会の活動が低調 ・親が子ども会の活動に参加しない ・ひとり親家庭の子どものサポートが不足 ・塾に行く子どもが多くなっている ・放課後に遊ぶ場がない <p>◆医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療について悩んでいる親が多い <p>◆中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所がない ・考えを発表できる場がない。 ・祭りに積極的に参加している。 ・悩みを直接聞く機会を設ける。 ・三中の3年生が毎年市長にまちづくりの提言をしている。 	<p>◆乳幼児(母親)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な相談、参加意識 ・積極的な社会参加 <p>◆小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の人格の尊重 ・自立 ・親の積極的な社会参加 <p>◆中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在を認めること 	<p>◆乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で見守る意識が希薄 ・地域で受け入れる意識 <p>◆小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもを育てる意識 ・個人の人格を尊重 ・PTAの活用 ・小学生と中学生の交流 <p>◆中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在を認めること ・高齢者との交流 	<p>◆乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科が少ない ・産科医の確保 ・市外の産科医への通院補助 ・相談窓口をどのように築くか <p>◆小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊の心を育てる ・放課後の安全な環境整備 ・学校施設の有効活用 <p>◆中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在を認めること ・まちづくりに関わる場を設ける ・まちづくりについて中学生の意見を聴く仕組みを設ける 	<p>◆乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親の相談体制の充実 ・産科センターの確保 ・助産師の活用(子育て相談の窓口) ・地域で子育てする環境整備 ・ <p>◆小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全な居場所の確保 ・児童館の活用 ・子どもの存在を認めていくこと ・こどもがまちづくりに関わっていくこと ・高齢者との交流 <p>◆中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの担い手としての役割を尊重 	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第9章 【住民投票】 【住民の市政への参加】	<p>○市長が、市政に関わる重要事項について、住民投票等市民の意見を聞いたことがない。</p> <p>○住民投票の制度がない</p> <p>※参考:市長の考え ・何でも実施の対象になると混乱を招くが、場合によってはあってもよい。</p> <p>※参考:畑山議員の発言 ・将来に関わる大事なものについては、住民投票など市民意見が十分に配慮されるように。</p> <p>○20歳未満の住民は市政に参加する仕組がない。</p> <p>○住民投票の実施には多額の経費を用する。</p> <p>○市長の解職請求や議会の換算請求の制度はある。</p> <p>○重要課題について住民の意思を確認する仕組がない。(アンケート等)</p>	<p>○住民の意思を積極的に明らかにする。</p>		<p>○住民の意思の確認方法の検討</p>	<p>・住民投票の発議が出来る仕組み作り ・市長の解職や議会解散請求とは一線を画す ・投票結果の尊重</p> <p>○住民の意思を確認する仕組づくり ①市民アンケート(市広報を活用した市民アンケートの実施。1つの簡易な事例) ②世論調査 ③住民投票</p> <p>※参考例 【住民投票】 ・住民投票の出来る規定 ・投票結果の尊重 ・市長は請求があった時は実施する ・市長は自ら実施できる ・投票権は16歳以上(中学校卒業以上) 【請求権】 ・市民:16歳以上(中学校卒業以上)、1/6以上で市長に対し実施の請求 ・議員:定数の1/12以上で発議、議会の過半数の賛成で市長に対し請求</p>	

章 等	現状認識 (市民目線)	課 題			担い手・取組	条文等の案
		私	共	公		
第10章 【施行後の検証と見直し】	○社会情勢の変化に伴って、まちづくりへの取組方も変化していくことが想定されることから、よりよいまちづくりを進めるためには、条例の施行後に検証と見直しが必要である。	○その時々の方市民の意見を反映した内容になっているかどうか、市民の立場で見守り、検証する。	○行政との協働において、その時の社会情勢にふさわしい条例であるかどうか、見守り、検証する。	○市民との協働によるまちづくりを目指すための条例として適切であるかどうか、常に市民の声に耳を傾ける。	○条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないように、それぞれの立場で見守り、必要があれば見直すものとする。 ○見直しに当たっては、多くの市民の声に耳を傾けるように努める。 ○条例施行後に市民参画や協働が条例の意図する方向に進んでいるか検証する常設の市民参画・協働推進委員会の設置。(花巻市を参考)	